

○学校法人松山大学公益通報に関する規則

2009（平成21）年4月1日制定

（目的）

第1条 この規則は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、学校法人松山大学（以下「法人」という。）における公益通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、通報者の保護を図るとともに、法令違反行為の早期発見及び是正を図り、もってコンプライアンス体制の強化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「公益通報」とは、職員等が、不正の目的でなく、公益通報者保護法第2条に定める通報対象事実を、法人、当該対象事実の権限を有する行政機関又は報道機関等に通報することをいう。

2 この規則において「職員等」とは、法人の役員、職員、派遣されている派遣労働者並びに請負契約その他の契約に基づき法人においてその業務に従事する取引先の労働者及び役員（通報の日前1年以内に職員、派遣労働者、取引先の労働者であった者を含む。）をいう。

3 この規則において「内部通報等」とは、職員等が、公益通報者保護法第2条に定める法令に違反する行為又はそのおそれがあると思料する行為（以下「法令違反行為」という。）を、第4条に定める窓口に通報し、又は相談することをいう。

（理事長の責務）

第3条 理事長は、法人の内部公益通報体制を整備、統括し、継続的な評価及び改善を行うことで、法令違反行為の防止に努めなければならない。

（公益通報・相談窓口及び責任者）

第4条 法人は、内部通報等を受け付ける公益通報・相談窓口を、内部監査室に設置する。

2 内部監査室は、前項に定める内部通報等の受付の他、通報対象事実の調査をし、是正に必要な措置をとる業務（以下「公益通報対応業務」という。）を担当するものとする。

3 公益通報対応業務の責任者（以下「責任者」という。）は、内部監査室長とする。ただし、内部監査室長が被通報者の場合は、当該事案については、理事長が別の者を責任者として指名するものとする。

4 通報対象事実の実施主体である者又は関係している者は、公益通報対応業務に関与させないものとする。

（従事者）

第5条 法人は、内部通報等の受付、調査、是正に必要な措置の全て又はいずれかを主体的に行う業務及び当該業務の重要な部分について関与する業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者（以下「従事者」という。）を定めなければならない。

2 従事者は、公益通報対応業務に関して知り得た事項であって、公益通報者を特定させるもの

について、守秘義務を負うことを確認の上、公益通報対応業務を行う。

- 3 従事者は、内部監査室の職員とする。ただし、理事長は、必要が生じた都度、その他の職員若干名を従事者として定めることができる。この場合において理事長は、書面又はメール等により、従事者の地位に就くことを、従事者となる者に示すこととする。

(内部通報等の方法)

第6条 内部通報等は、電子メール、電話、手紙又は面談の方法によって行うことができる。

- 2 前項の方法で内部通報等を行う場合、併せて内部通報等受付シートに記入して提出しなければならない。

- 3 内部通報等を行う場合において、当該対象行為を法令違反行為と判断した客観的かつ合理的な根拠を示すよう努める。

- 4 職員等は、内部通報等を行う場合において、当該本人を特定する情報を秘匿することができる。

- 5 職員等は、不正の利益を得る目的、法人又は第三者に損害を加える目的その他の不正の目的をもって、内部通報等を行ってはならない。

(他の規則との関係)

第7条 公益通報・相談窓口に通報された法令違反行為のうち、法人の他の規則等にその対応が規定されているものは、当該規則に従って対応する。

(受付)

第8条 公益通報・相談窓口において内部通報等を受けた者は、直ちにその旨を責任者に報告しなければならない。

- 2 責任者は、理事長及び監事にその内容（通報者の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。）を報告する。

(範囲外共有の防止)

第9条 通報者の氏名その他通報者を特定させる情報は、通報者の同意がない限り、従事者間でのみ共有するものとする。

- 2 通報対象事実の調査により得られた情報（前項の情報を除く）は、従事者、内部監査室、是正措置の検討に関与する職員、役員及び必要に応じて行政機関に限り共有するものとする。

(調査の開始及び通知)

第10条 責任者は、通報された法令違反行為に係る事実関係についての調査を実施するか否かの検討を行い、解決済みの案件である場合、明らかに調査の必要がない場合等の正当な理由がある場合を除いて、当該公益通報対応業務の調査を行う。

- 2 理事長は、調査に当たって高度の専門性を要すると判断した場合は、顧問弁護士等の専門家に意見を求め、必要に応じて調査に参加させることができる。

- 3 責任者は、当該通報者に対し、通報を受領した旨及び調査の要否について通知する。ただし、公益通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(調査の実施)

第11条 従事者は、通報された事実について、書類調査、実地調査、事情の聴取その他の適切な方法により調査を行う。

- 2 責任者は、調査対象部門の責任者及び調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票及び資料の提出又は事実の報告及び説明を求めることができる。
- 3 調査対象部門の責任者及び調査対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。
- 4 責任者は、調査の実施のために必要と認める場合は、理事長の許可を得て、理事会、常務理事会その他の会議に出席し、又はその議事録を閲覧することができる。

(遵守事項)

第12条 従事者その他調査に関わる者は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査対象者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
 - (2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
 - (3) 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。
 - (4) 職務上知り得た事実及び通報者を特定させる情報を、正当な理由なく漏らさないこと。その職を離れた場合も同様とする。
- 2 法人は、前項の規定に違反した者に対し、法人の就業規則に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

(是正措置・通知等)

第13条 責任者は、調査を開始した後、適宜その進捗状況を理事長に報告するとともに、調査を終了した後、直ちにその結果を理事長に報告しなければならない。ただし、理事長が通報対象事実の実施主体である場合、又は強く関係している場合は、監事に報告するものとする。

- 2 理事長は、調査結果により法令違反行為の存在が明らかになった場合は、遅滞なく、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。
- 3 責任者は、前項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る通報者に対し、関係者のプライバシーに配慮しつつ、その措置の内容を通知する。ただし、当該通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(懲戒処分等)

第14条 理事長は、法令違反行為の存在が明らかになった場合は、不正に関与した者に対し、法人の就業規則に基づき、懲戒処分等を行う。

- 2 法令違反行為に關与していた職員等が、内部監査室がその調査を開始する前に、自ら通報を行った場合は、当該職員等の処分を免除し、又はその程度を軽減することがある。

(通報者の保護)

第15条 法人は、職員等が公益通報を行ったことを理由として、当該通報者に対する解雇、労働者派遣契約の解除、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、職員等

が不正の目的をもって公益通報を行った場合は、この限りではない。

2 法人の職員等は、公益通報を行った者が誰であるか、対象事案に関する調査に協力した者が誰であるか、探索してはならない。

3 法人の職員等は、他の職員等が公益通報を行ったことを理由として、当該通報者に対し、不利益な取扱いや嫌がらせを行ってはならない。

(事後確認)

第16条 責任者は、是正措置及び再発防止措置の実施後、次に掲げる事項を適宜確認し、確認結果を理事長に報告しなければならない。

- (1) 公益通報処理の手続等に問題がないこと。
- (2) 法令違反行為の再発のおそれがないこと。
- (3) 是正措置及び再発防止措置が機能していること。
- (4) 通報者に対し、公益通報を行ったことを理由とする不利益な取扱いが行われていないこと。

2 責任者は、前項第3号の確認の結果、是正措置又は再発防止措置が機能していない場合、改めて是正に必要な措置をとらなければならない。

(教育及び周知)

第17条 法人は、公益通報の仕組み及びコンプライアンスの重要性について、職員等に対し、継続的に周知しなければならない。

(記録の保管等)

第18条 法人は、内部通報等への対応に関する記録を作成し、10年間保管するものとする。

2 法人は、内部公益通報体制の定期的な評価及び点検を実施し、必要に応じて改善を行う。

3 法人は、公益通報・相談窓口に寄せられた内部通報等に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において職員及び役員に開示することができる。

(関係法令の適用)

第19条 法人における公益通報等の取扱いに関し、この規則に定めのない事項は、公益通報者保護法その他関係法令に定めるところによる。

(改廃)

第20条 この規則の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規則は、2009（平成21）年4月1日から施行する。

附 則（2010（平成22）年7月2日）

この規則は、2010（平成22）年7月2日から施行する。

附 則（2022（令和4）年6月28日）

この規則は、2022（令和4）年6月1日から施行する。

附 則（2022（令和4）年8月26日）

この規則は、2022（令和4）年8月26日から施行する。